

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)&及び[水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例\(平成12年水戸市条例第6号。以下「条例」という。\)](#)[第39条](#)の規定に基づき、法及び[条例](#)の施行について必要な事項を定めるものとする。
(令2規則108・一部改正)
- (ごみ処理施設への受入拒否)
- 第2条 [条例第15条第1項](#)に規定する規則で定める一般廃棄物は、[次の各号](#)に掲げるとおりとする。
(1) 有害物質を含む物
(2) 危険性のある物
(3) 引火性のある物
(4) 著しく悪臭を発する物
(5) 容積又は重量が著しく大きい物
(6) [前各号](#)に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれのある物
(平21規則46・一部改正)
- (一般廃棄物多量排出事業者)
- 第3条 [条例第17条](#)に規定する規則で定める事業者は、一般廃棄物の排出量が継続して1日当たり平均150キログラムを超える事業者とする。
(令2規則108・一部改正)
- (事業用建築物の規模)
- 第4条 [条例第18条第2項](#)に規定する規則で定める事業用建築物は、事務所、店舗等の事業の用に供する部分の床面積の合計が、3,000平方メートル以上の建築物とする。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用途に供する建築物にあっては延べ面積が8,000平方メートル以上の建築物とし、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗にあっては当該建築物とする。
(平12規則64・一部改正)
- (ごみの排出方法)
- 第4条の2 ごみの排出方法は、[次の各号](#)に定めるとおりとする。
(1) 燃えるごみ 燃えるごみ収集袋([様式第1号](#))を使用すること。ただし、燃えるごみ収集袋に入らない燃えるごみ(その3辺(高さ、幅及び奥行きをいう。以下同じ。))の長さの合計が2メートル以内で、3辺の長さのうちの最長の辺の長さが1メートル以内、かつ、他の2辺の長さがそれぞれ50センチメートル以内のものに限る。)は、燃えるごみ処理券([様式第1号の2](#))を貼り付けること。
(2) 燃えないごみ 燃えないごみ収集袋([様式第1号の3](#))を使用すること。ただし、燃えないごみ収集袋に入らない燃えないごみ(その3辺の長さの合計が2メートル以内で、3辺の長さのうちの最長の辺の長さが1メートル以内、かつ、他の2辺の長さがそれぞれ50センチメートル以内のものに限る。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第63条の3に規定する普通自転車(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第39条の3第1項に規定する駆動補助機付自転車にあっては、蓄電池を外したのものに限る。)は、燃えないごみ処理券([様式第1号の4](#))を貼り付けること。
(3) 粗大ごみ 粗大ごみ処理券([様式第1号の5](#))を貼り付けること。ただし、燃えるごみ又は燃えないごみ([第1号](#)、[前号](#)又は[第4号](#))に規定する方法により排出することができるものを除く。)のうち3辺の長さの合計が5メートル以内及び3辺の長さのうちの最長の辺の長さが3メートル以内並びに50キログラム以内のものに限る。
(4) 資源物及び有害ごみ 市長が別に定める方法によること。
(平18規則7・全改、平18規則84・平19規則64・平21規則55・令元規則33・令2規則108・一部改正)
- (し尿収集の届出)
- 第5条 [条例第19条第5項](#)の規定による届出は、し尿収集届書([様式第1号の10](#))により行うものとする。ただし、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第4章に規定する届出の際にその旨を届け出た場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
- 2 [前項](#)の規定は、届出事項の変更について準用する。
(平15規則55・平18規則7・一部改正)
- (確認伝票)
- 第6条 市長は、[前条](#)の規定による届出を受理したときは、[次の表](#)の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ[同表](#)右欄に掲げる種類の確認伝票を交付するものとする。

区分	種類
(1) 便槽が2以上の世帯 (2) くみ取り便所で水等を使用する世帯 (3) 住民基本台帳に記録されていない世帯 (4) 住民基本台帳により世帯の人数が確認できない世帯 (5) 雨水、地下水の浸入その他の理由により通常予測される排出量を超えた世帯 (6) その他し尿の収集を必要とする官公庁、学校、事業所等	し尿収集確認伝票 (様式第2号)
(7) 前各号に規定する世帯以外の世帯	し尿収集確認伝票 (様式第3号)
(8) 前号の世帯で月2回以上し尿の収集が必要な世帯	し尿収集確認補助伝票 (様式第4号)

- 2 [前項](#)に規定する確認伝票を紛失し、又は毀損し、若しくは汚損した者は、確認伝票の再交付を受けなければならない。
(平24規則43・一部改正)
- (作業の確認)
- 第7条 し尿の収集を受ける者は、収集の作業に立ち会うとともに、確認伝票にそのつど確認印を押印し、作業従事者に提出しなければならない。
- 第8条 削除
(平18規則7)
- (一般廃棄物処理業の許可申請)
- 第9条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集若しくは運搬の業(以下「一般廃棄物収集運搬業」という。)の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定による許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書([様式第5号](#))に[次の各号](#)に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。
(1) 誓約書([様式第5号の2](#))
(2) 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書)
(3) 国税及び地方税を完納していることを証する書類
(4) 事業計画書([様式第5号の3](#))
(5) 役員届出書([様式第5号の4](#))
(6) 事務所、事業所、車庫等を所有していることを証する書類(借用している場合は、その契約書の写し)
(7) 運搬車の写真並びに車庫の写真及び見取図
(8) 自動車検査証の写し
(9) 一般廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、当該積替え又は保管に使用する施設の図面、配置図及び写真
(10) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面
- 2 法第7条第6項の規定による一般廃棄物の処分の業(以下「一般廃棄物処分業」という。)の許可を受けようとする者又は同条第5項の規定による許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書([様式第6号](#))に[次の各号](#)に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。
(1) [前項第1号](#)から[第6号](#)までに掲げる書類
(2) 一般廃棄物の処理施設の設置に係る許可証の写し
(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面
(平16規則69・平19規則64・平21規則46・一部改正)
- (許可証)
- 第10条 [条例第22条](#)に規定する許可証は、一般廃棄物収集運搬業にあっては一般廃棄物収集運搬業許可証([様式第7号](#))、一般廃棄物処分業にあっては一般廃棄物処分業許可証([様式第8号](#))とする。
2 [条例第22条第2項](#)の規定による許可証の再交付の申請は、許可証再交付申請書([様式第9号](#))により行うものとする。この場合において、毀損し、又は汚損した許可証は、市長に返還しなければならない。
- 3 [条例第22条第1項](#)の規定により許可証の再交付を受けた者は、紛失した許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。
(平24規則43・令2規則108・一部改正)
- (事業の範囲の変更)
- 第11条 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業変更許可申請書([様式第10号](#))に許可証を添えて市長に提出しなければならない。
(廃止等の届出)
- 第12条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した場合にあっては一般廃棄物処理業廃止届([様式第11号](#))により、住所その他の事項を変更した場合にあっては一般廃棄物処理業許可申請事項等変更届([様式第12号](#))により行うものとする。
- 2 [第9条](#)の規定により申請した事項の変更の届出は、一般廃棄物処理業許可申請事項等変更届により行うものとする。この場合において、運搬車については、変更しようとする日の15日前までにその写真及び自動車検査証の写しを添付しなければならない。
(表示等)
- 第12条の2 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者は、その業務に使用する車両の扉及び荷箱又は荷台の両側面に、[次の各号](#)に掲げる事項を表示しなければならない。
(1) 一般廃棄物収集運搬業の車両である旨
(2) 商号
(3) 許可を受けた地区
(4) 市長が指定した車両番号
- 2 一般廃棄物処分業の許可を受けた者は、その処理施設の出入口付近に、[次の各号](#)に掲げる事項を掲示しなければならない。
(1) 一般廃棄物処分業の施設である旨
(2) 商号
(3) 管理責任者の氏名
(4) 処分する一般廃棄物の種類及び処分方法
(5) 許可指令番号及び許可年月日
(平21規則46・追加)
- (帳簿への記載事項)
- 第12条の3 一般廃棄物処分業の許可を受けた者は、法第7条第15項に規定する帳簿に、同項に規定する事項のほか、再生品に関する[次の各号](#)に掲げる事項を記載しなければならない。
(1) 排出年月日
(2) 搬出先の名称
(3) 搬出量
(平21規則46・追加)
- (従業員証)
- 第13条 [条例第23条第1項](#)に規定する規則で定める事項は、[次の各号](#)に掲げるとおりとする。
(1) 従業員の住所
(2) 従業員の氏名
(3) 従業員の生年月日
- 2 [条例第23条第1項](#)に規定する従業員証は、[様式第13号](#)のとおりとする。
- 3 [条例第23条第2項](#)の規定において準用する[条例第22条第2項](#)の規定による従業員証の再交付の申請は、従業員証再交付申請書([様式第14号](#))により行うものとする。この場合において、毀損し、又は汚損した従業員証は、市長に返還しなければならない。
- 4 従業員証は、第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
(平24規則43・一部改正)
- (許可証等の返還)
- 第14条 [条例第22条第1項](#)に規定する一般廃棄物処理業許可業者(以下「一般廃棄物処理業許可業者」という。)は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、速やかに当該許可に係る許可証及び従業員証を市長に返還しなければならない。
(1) [条例第21条](#)に規定する一般廃棄物処理業(以下「一般廃棄物処理業」という。)を廃止したとき。

- (2) 一般廃棄物処理業の許可を取り消されたとき。

(3) 一般廃棄物処理業の許可の期間が満了したとき。
- 2 一般廃棄物処理業者は、[条例第25条](#)の規定により一般廃棄物処理業の全部の停止を命ぜられたときは、一般廃棄物処理業に係る許可証及び従業員証を市長に返還しなければならない。
- 3 一般廃棄物許可業者は、従業員が当該一般廃棄物許可業者の従業員でなくなったときは、速やかに当該従業員でなくなった者の従業員証を市長に返還しなければならない。

(令2規則108・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置の許可申請)

第14条の2 法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書([様式第14号の2](#))とする。

(令2規則108・追加)

(一般廃棄物処理施設の設置許可証等)

第14条の3 [条例第25条の2第1項](#)において準用する[条例第22条第1項](#)の規定による法第8条第1項及び法第9条第1項の規定による許可に係る許可証は、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証([様式第14号の3](#))とする。

2 [条例第25条の2](#)において準用する[条例第22条第1項](#)の規定による法第9条の2の4第1項の規定による認定に係る認定証は、熱回収施設設置者認定証([様式第14号の4](#))とする。

3 [条例第25条の2](#)において準用する[条例第22条第2項](#)の規定による許可証又は認定証の再交付の申請は、許可証等再交付申請書([様式第14号の5](#))により行うものとする。この場合において、毀損し、又は汚損した許可証又は認定証は、市長に返還しなければならない。

4 [前項](#)の規定により許可証又は認定証の再交付を受けた者は、紛失した許可証又は認定証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(令2規則108・追加)

(一般廃棄物処理施設の許可証の返還)

第14条の4 法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、速やかに当該許可に係る許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 当該施設を廃止したとき。
- (2) 当該施設の設置の許可を取り消されたとき。
- (3) 法第9条の2第1項の規定により当該施設の使用の停止を命ぜられたとき。

(令2規則108・追加)

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査申請)

第14条の5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書([様式第14号の6](#))とする。

(令2規則108・追加)

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請等)

第14条の6 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書([様式第14号の7](#))とする。

2 省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書([様式第14号の8](#))とする。

(令2規則108・追加)

(特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告)

第14条の7 省令第4条の17の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書([様式第14号の9](#))とする。

(令2規則108・追加)

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第14条の8 省令第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書([様式第14号の10](#))とする。

(令2規則108・追加)

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第14条の9 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項(省令第5条の10の12において準用する場合を含む。)の届出書は、一般廃棄物処理施設変更等届出書([様式第14号の11](#))とする。

(令2規則108・追加)

(一般廃棄物の最終処分場における埋立処分の終了の届出)

第14条の10 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書([様式第14号の12](#))とする。

(令2規則108・追加)

(一般廃棄物の最終処分場における廃止の確認の申請)

第14条の11 省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)及び第5条の10の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書([様式第14号の13](#))とする。

(令2規則108・追加)

(一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出)

第14条の12 省令第5条の5の3及び第5条の5の3の2第2項の届出書は、一般廃棄物処理施設設置者の欠格要件に係る届出書([様式第14号の14](#))とする。

(令2規則108・追加)

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第14条の13 省令第5条の5の5第1項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書([様式第14号の15](#))とする。

(令2規則108・追加)

(一般廃棄物の熱回収施設の認定証の返還)

第14条の14 法第9条の2の4第1項の規定による認定を受けた者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、速やかに当該認定に係る認定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 当該事業を廃止したとき。
- (2) 当該事業の認定を取り消されたとき。
- (3) 当該事業の認定の期間が満了したとき。

(令2規則108・追加)

(一般廃棄物の熱回収施設の休廃止等の届出)

第14条の15 省令第5条の5の10第1項の届出書は、熱回収施設廃止等届出書([様式第14号の16](#))とする。

(令2規則108・追加)

(一般廃棄物の熱回収施設の報告)

第14条の16 省令第5条の5の11第1項の報告書は、熱回収報告書([様式第14号の17](#))とする。

(令2規則108・追加)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第14条の17 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書([様式第14号の18](#))により行うものとする。

(令2規則108・追加)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第14条の18 省令第5条の8第1項(省令第5条の10の10において準用する場合を含む。)の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書([様式第14号の19](#))とする。

(令2規則108・追加)

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例)

第14条の19 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書([様式第14号の20](#))により行うものとする。

(令2規則108・追加)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可申請)

第14条の20 省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書([様式第14号の21](#))とする。

(令2規則108・追加)

(一般廃棄物処理施設の合併等の認可申請)

第14条の21 省令第5条の12第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設合併(分割)認可申請書([様式第14号の22](#))とする。

(令2規則108・追加)

(一般廃棄物処理施設の相続の届出)

第14条の22 省令第6条第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設相続届出書([様式第14号の23](#))とする。

(令2規則108・追加)

(一体的処理の認定証の返還)

第14条の23 省令第8条の38の9の規定により認定証を交付された者は、当該認定を取り消されたときは、速やかに当該認定に係る認定証を市長に返還しなければならない。

(令2規則108・追加)

(産業廃棄物収集運搬業等の許可証の返還)

第14条の24 省令第10条の2、第10条の6、第10条の14又は第10条の18の許可証を交付された者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、速やかに当該許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 当該事業を廃止したとき。
- (2) 当該事業の許可を取り消されたとき。
- (3) 当該事業の許可の期間が満了したとき。

2 産業廃棄物処理業者は、法第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定によりその事業の全部の停止を命ぜられたときは、当該事業に係る許可証を市長に返還しなければならない。

(令2規則108・追加)

(産業廃棄物収集運搬業等の欠格要件に係る届出)

第14条の25 省令第10条の10の3、第10条の10の3の2、第10条の24及び第10条の24の2の届出書は、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業(処分業)の欠格要件に係る届出書([様式第14号の24](#))とする。

(令2規則108・追加)

(産業廃棄物処理施設の許可証の返還)

第14条の26 省令第12条の5の規定による許可を受けた者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、速やかに当該許可に係る許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 当該施設を廃止したとき。
- (2) 当該施設の設置の許可を取り消されたとき。

2 法第15条第1項の規定による許可を受けた者は、法第15条の2の7の規定により当該施設の使用の停止を命ぜられたときは、当該許可に係る許可証を市長に返還しなければならない。

(令2規則108・追加)

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)

第14条の27 省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書([様式第14号の25](#))とする。

2 省令第12条の7の17第4項の受理書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書([様式第14号の26](#))とする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物変更等届出書([様式第14号の27](#))により行うものとする。

(令2規則108・追加)

(産業廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出)

第14条の28 省令第12条の11の3及び第12条の11の3の2の届出書は、産業廃棄物処理施設設置者の欠格要件に係る届出書([様式第14号の28](#))とする。

(令2規則108・追加)

(熱回収施設の認定証の返還)

第14条の29 省令第12条の11の10の規定により認定証を交付された者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、速やかに当該認定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 当該事業を廃止したとき。
- (2) 当該事業の認定を取り消されたとき。
- (3) 当該事業の認定の期間が満了したとき。

(令2規則108・追加)

(届出台帳の調製等)

第14条の30 省令第15条の8第3項の帳簿は、最終処分場届出帳簿([様式第14号の29](#))とする。

2 法第19条の12第3項の規定による閲覧の請求は、最終処分場届出台帳閲覧請求書([様式第14号の30](#))により行うものとする。

3 [前2項](#)に定めるもののほか、法第19条の12第1項の最終処分場の台帳の閲覧場所、閲覧日、閲覧時間その他当該台帳の閲覧に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令2規則108・追加)

(縦覧の告示事項)

第15条 [条例第30条第1項](#)に規定する規則で定める事項は、[次の各号](#)に掲げるとおりとする。

- (1) [条例第29条](#)に規定する施設(以下「施設」という。)の名称

- (2) 施設の設置の場所
 - (3) 施設の種類
 - (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
 - (5) 施設の処理能力(施設が最終処分場である場合は、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
 - (6) 実施した生活環境影響調査の項目
 - (7) 縦覧の場所及び期間
 - (8) 意見書の提出先及び提出の期限
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (平21規則46・一部改正)

(縦覧の手続)

第16条 条例第30条第2項の規定により条例第29条に規定する調査書(以下「調査書」という。)を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。
(縦覧の時間等)

第17条 条例第30条第2項の規定による縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、次の各号に掲げる日を除く。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (平19規則45・平19規則64・一部改正)

(縦覧者の遵守事項等)

第18条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査書を縦覧の場所以外の場所に持ち出さないこと。
 - (2) 調査書を毀損し、又は汚損しないこと。
 - (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
 - (4) 係員の指示に従うこと。
- 2 市長は、前項に規定する事項を遵守しない者に対し、縦覧を停止し、又は拒否することができる。
(平24規則43・一部改正)

(意見書の記載事項)

第19条 条例第31条に規定する生活環境の保全上の見地からの意見書には、意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記されている事務所又は事業所の所在地)並びに施設の名称を記載しなければならない。

(ごみ収集袋等の交付方法)

第20条 条例第33条の2第1号の規定によるごみ収集袋又はごみ処理券の交付は、10袋又は10枚を単位として行うものとする。ただし、粗大ごみ処理券については、この限りでない。
(平18規則7・全改、平20規則3・一部改正)

(手数料の徴収の委託)

第20条の2 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定により、条例第33条の2第1号及び第2号の規定による一般廃棄物の処理に係る手数料並びに条例第35条の規定による特定家庭用機器一般廃棄物の運搬に係る手数料の徴収の事務を私人に委託するものとする。

2 前項の規定により徴収の事務を受託した者(次項において「徴収事務受託者」という。)は、手数料を徴収したときは、その翌月の22日までに、関係書類を添えて水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号)第2条第2号に規定する指定金融機関等に払い込まなければならない。

3 徴収事務受託者が使用する領収書及び受領印は、市長の承諾を得て、その店舗、事業所等において通常使用するものによることができる。
(平18規則7・全改、令2規則108・一部改正)

(納入通知書等)

第21条 一般廃棄物の処理に係る手数料の納入に必要な文書の様式は、し尿にあっては様式第16号から様式第18号までに定めるところにより、ごみ、直接搬入ごみ及び浄化槽汚泥にあっては水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号)に定めるところによる。

(平18規則7・平19規則64・一部改正)

(手数料の減免)

第22条 条例第36条の規定により手数料を減額し、又は免除する場合の基準は、別表のとおりとする。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料免除(減額)申請書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。
(身分証明書)

第23条 法第19条第3項及び条例第38条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第20号)とする。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令2規則108・旧第25条繰上)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(水戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の廃止)

2 水戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和59年水戸市規則第21号)は、廃止する。

(水戸市見川クリーンセンター条例施行規則の一部改正)

3 水戸市見川クリーンセンター条例施行規則(昭和37年水戸市規則第14号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(水戸市小吹清掃工場条例施行規則の一部改正)

4 水戸市小吹清掃工場条例施行規則(昭和40年水戸市規則第38号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

5 この規則の施行の日前にこの規則による廃止前の水戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

(平16規則69・一部改正)

6 この規則の施行の日前に作成した各様式 of 用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

(東茨城郡内原町編入に伴う経過措置)

7 東茨城郡内原町編入の日前に旧内原町長が作成した可燃ごみ収集袋(旧内原町廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則(平成11年内原町規則第19号。以下「旧町規則」という。)様式第1号)、不燃ごみ処理券(旧町規則様式第2号)、粗大ごみ処理券(旧町規則様式第3号)、不燃ごみコンテナ(旧町規則様式第4号)及び資源物コンテナ(旧町規則様式第5号)は、同日以後においても、当分の間、使用することができる。

(平16規則69・追加)

付 則(平成12年7月18日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年8月22日規則第55号)

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

付 則(平成16年12月22日規則第69号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。ただし、付則第5項並びに様式第7号及び様式第8号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)の施行の日前に作成した各様式 of 用紙は、同日以後においても、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則(平成18年2月28日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定は平成18年3月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行の日前に作成した可燃ごみ収集袋、不燃ごみ処理券及び粗大ごみ処理券は、同日以後においても、当分の間、使用することができる。

付 則(平成18年11月7日規則第84号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に作成した各様式は、同日以後においても、当分の間、使用することができる。

(水戸市役所内原支所の組織及び処務に関する規則の一部改正)

3 水戸市役所内原支所の組織及び処務に関する規則(平成17年水戸市規則第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成19年3月30日規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役が在職する間は、この規則による改正前の様式第16号から様式第18号までの規定は、なおその効力を有する。

付 則(平成19年9月27日規則第64号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条の2第1項の改正規定、第9条第1項第2号の改正規定、第17条第3号の改正規定及び様式第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年1月7日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則中第20条の改正規定は公布の日から、様式第1号の5の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 様式第1号の5の改正規定の施行の日前に作成した可燃ごみ収集袋は、同日以後においても、当分の間、使用することができる。

付 則(平成21年8月28日規則第46号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第9条第1項又は第2項に規定する許可を受けている者については、この規則の施行の日から6月間は、この規則による改正後の水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第12条の2の規定は、適用しない。

3 この規則の施行の日前に作成した各様式 of 用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則(平成21年10月6日規則第55号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成24年6月29日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に作成した各様式 of 用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則(平成26年7月31日規則第42号)

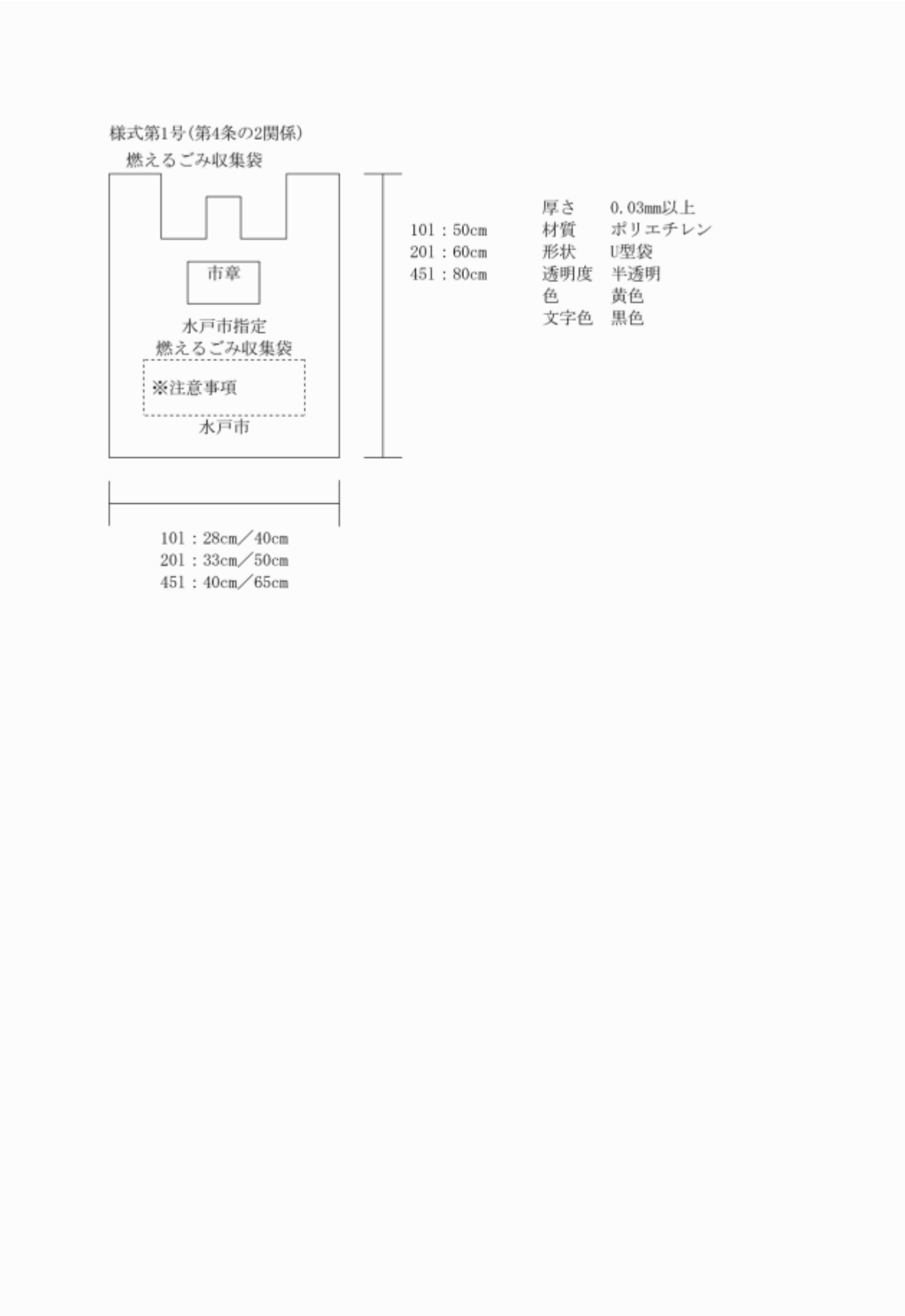
この規則中第24条第1項の改正規定は水戸・勝田都市計画事業東前第四士地区画整理事業に係る土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条4項の規定による茨城県知事の換地処分の公告(以下「換地処分の公告」という。)があった日の翌日から、第24条第2項の改正規定は水戸・勝田都市計画事業内原駅北士地区画整理事業に係る換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

付 則(平成28年4月27日規則第53号)

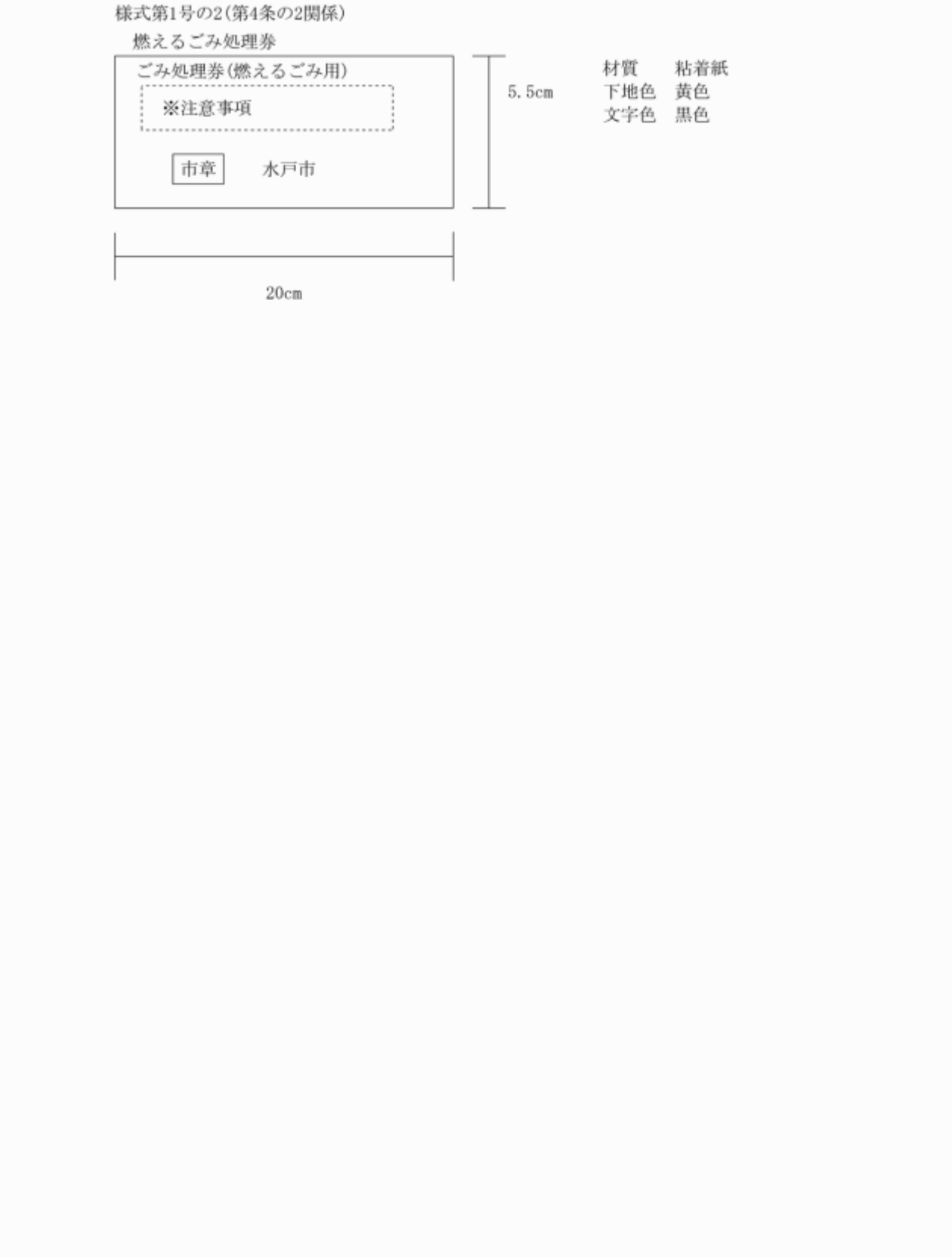
- この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則(平成29年3月27日規則第11号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成29年5月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に作成した様式第1号の10の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。
- 付 則(令和元年12月25日規則第33号)
- この規則は、令和2年1月1日から施行する。
- 付 則(令和2年3月31日規則第108号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に作成した不燃ごみ処理券は、同日以後においても、当分の間、使用することができる。
- 付 則(令和4年3月31日規則第33号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に作成した各様式の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

- 別表(第22条関係)
- (平18規則7・一部改正)
- 1 し尿に係るもの
- (1) 免除
- 災害救助法(昭和22年法律第118号)又は[水戸市災害見舞金等に関する条例\(昭和46年水戸市条例第7号\)](#)が適用され、現に被害を受けた者
- (2) 減額
- ア 豪雨等により床下浸水し、現に被害を受けた者
- (ア) 定額料金を徴収する世帯の場合 定額料金を超える金額
- (イ) 従量料金を徴収する世帯の場合 100分の50から100分の100までの範囲で市長が認める割合の金額
- イ その他市長が特に認める者 100分の100までの範囲で市長が認める割合の金額
- 2 ごみに係るもの
- (1) 免除
- ア 次に掲げるごみを自ら市のごみ処理施設へ搬入する者
- (ア) 公共の道路、公園、河川敷等で営利を目的としない清掃活動を行って集めたごみ
- (イ) 天災、地変、火災等により発生したごみ
- イ その他市長が特に認める者

- [様式第1号\(第4条の2関係\)](#)
- (平18規則7・追加, 平18規則84・平19規則64・一部改正)

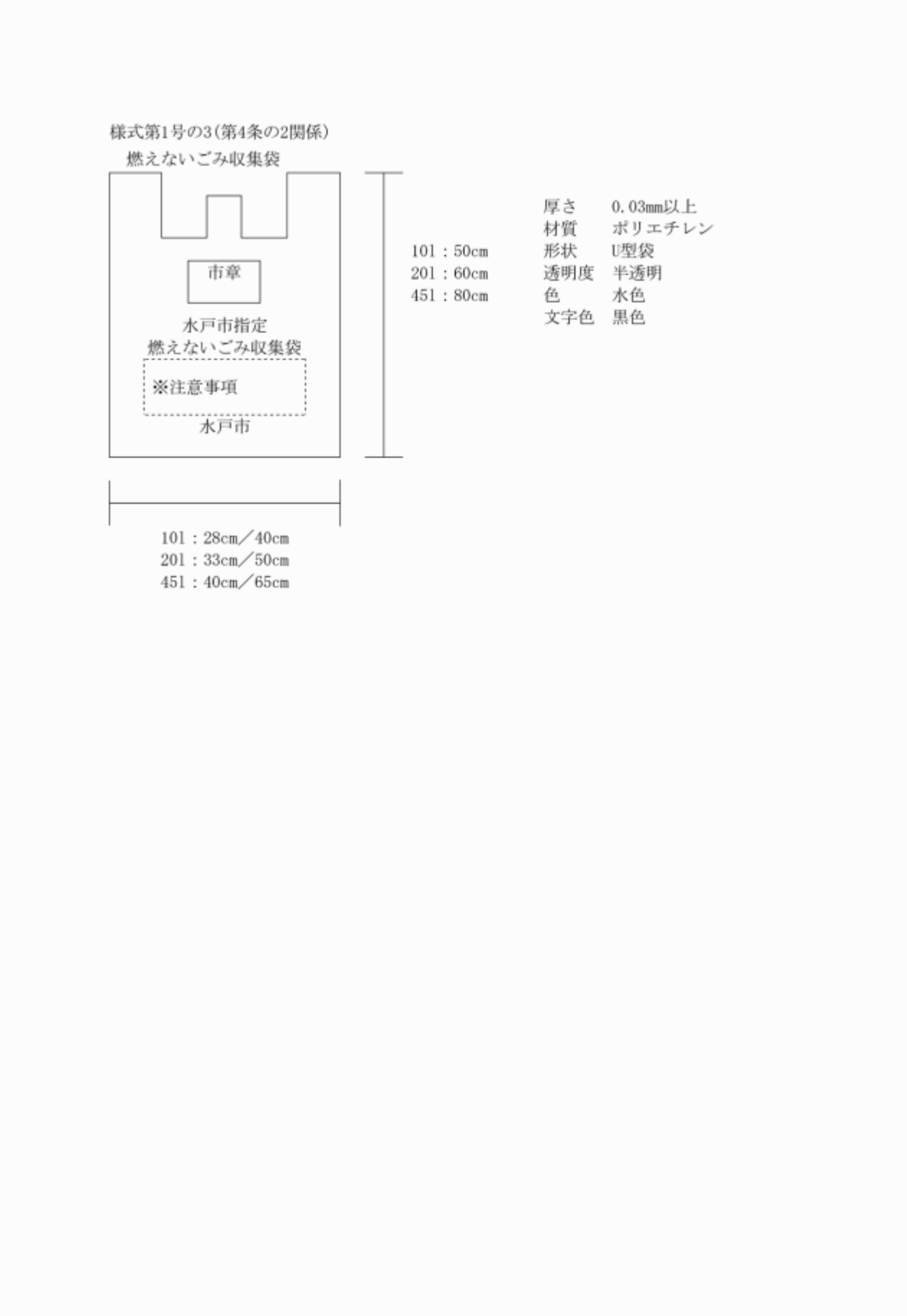


- [様式第1号の2\(第4条の2関係\)](#)
- (平18規則7・追加)



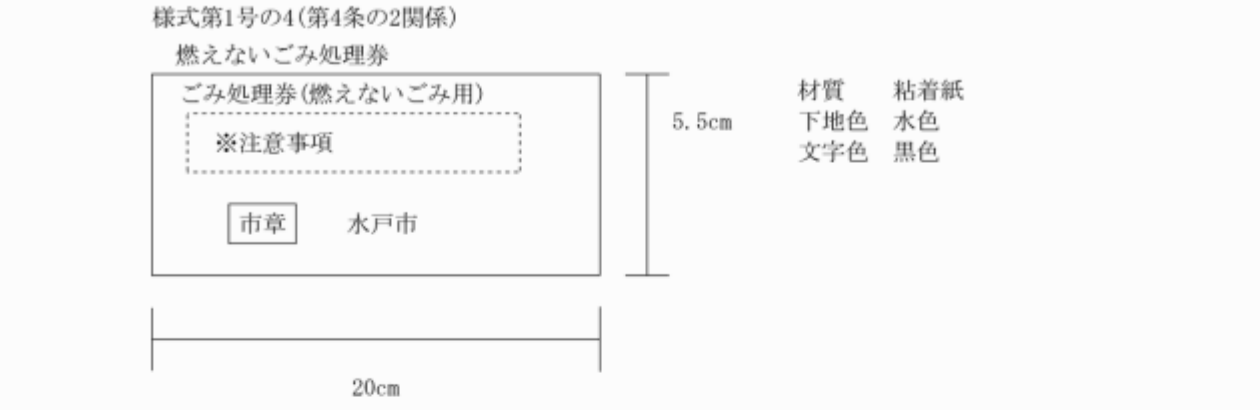
様式第1号の3(第4条の2関係)

(平18規則7・追加，平18規則84・平19規則64・一部改正)

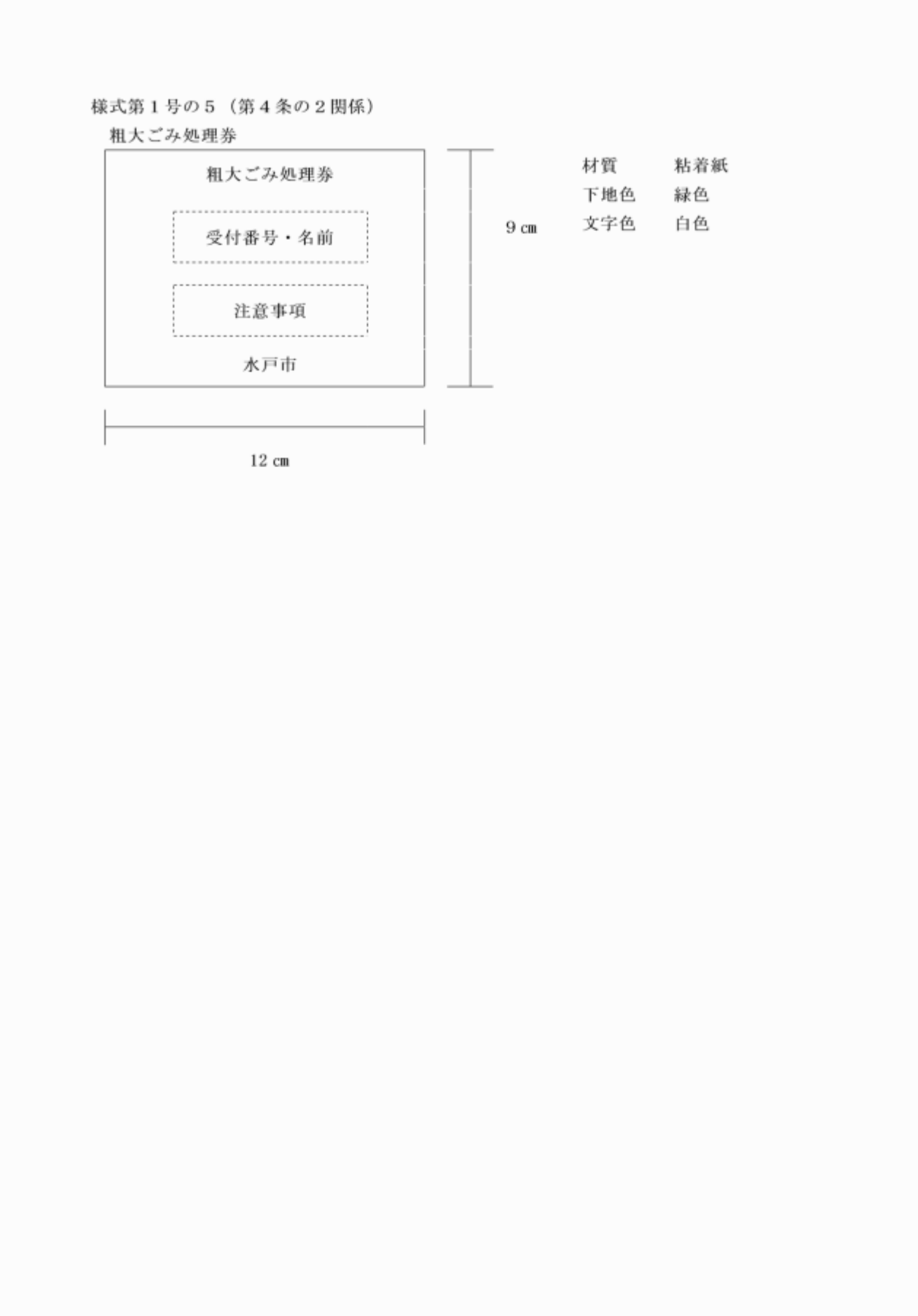


様式第1号の4(第4条の2関係)

(平18規則7・追加)



様式第1号の5(第4条の2関係)
(令2規則108・全改)



様式第1号の6から様式第1号の9まで 削除
(令2規則108)

様式第1号の10(第5条関係)
(平18規則7・旧様式第1号・一部改正，平29規則11・一部改正)

し 尿 収 集 届 書 (新規・廃止・変更)															地 区													
水戸市長 様																												
(注意)	届出年月日															住所コード							届出人	資格	本人	代理人	電 話	—
	水戸市																											
	大 枠 の 中 の み 脚 記 入 く た さ い、		方																									
			くみ取り 又は廃止 する所 アパート名 団地名など フリガナ 氏 (名称) フリガナ 電話																									
在民登録 の住所		〒 フリガナ 氏 (名称) フリガナ 氏 (名称)																										
		電話 フリガナ 氏 (名称)																										
		電話 フリガナ 氏 (名称)																										
		電話 フリガナ 氏 (名称)																										
転出先 又は料金 請求先		〒 フリガナ 氏 (名称)																										
		電話 フリガナ 氏 (名称)																										
		電話 フリガナ 氏 (名称)																										
		電話 フリガナ 氏 (名称)																										
整理番号 世帯番号 加入年月日 廃止年月日																												
定期制 従量制																												
1 2																												

様式第2号(第6条関係)

○ し尿収集確認伝票					地区
修区	異区	伝区	整理番号		
住所					
氏名			印		
作業月日	月 日		くみ取り量 1		
	(第 回)				
作業責任者					
摘要					

業者用

○ し尿収集確認伝票					地区
修区	異区	伝区	整理番号		
住所					
氏名			印		
作業月日	月 日		くみ取り量 1		
	(第 回)				
作業責任者 上記のとおりくみ取り作業をしました。					
摘要					

市役所用

様式第3号(第6条関係)

○										地区	
し尿収集確認伝票											
修区	異区	伝区	整理番号								
住所											
氏名			印								
作業月日	月日		世帯員	人							
作業責任者											
摘要											

業者用

○										地区	
し尿収集確認伝票											
修区	異区	伝区	整理番号								
住所											
氏名			印								
作業月日	月日		世帯員	人							
作業責任者			上記のとおりくみ取り作業をしました。								
摘要											

市役所用

様式第4号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

○										地区	
し尿収集確認補助伝票											
修区	異区	伝区	整理番号								
住所											
氏名			印								
作業月日	月日		世帯員	人							
作業責任者											
摘要											

業者用

○										地区	
し尿収集確認補助伝票											
修区	異区	伝区	整理番号								
住所											
氏名			印								
作業月日	月日		世帯員	人							
作業責任者			上記のとおりくみ取り作業をしました。								
摘要											

市役所用

様式第5号(第9条関係)

(平21規則46・令4規則33・一部改正)

様式第5号(第9条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
(自署の場合は、押印を省略できます。)
連絡先(電話)
法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業
の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

商 号				
上記以外の事務所，事 業所の名称及び所在地	電 話			
取扱一般廃棄物の種類	ごみ	し尿	浄化槽汚泥	その他()
収 集 又 は 運 搬 の 別	収 集 運 搬			
営 業 区 域				
運搬車又は運搬容器の 種類	自 動 車 登 録 番 号	車体又は運搬 容器の形状	最大積載量	備 考
従 業 員 の 数				

様式第5号の2(第9条関係)
(令4規則33・全改)

様式第5号の2（第9条関係）

誓 約 書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先（電話）
法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

私及び下記の役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イか
らルまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

役職名	氏名	個人印

※ 自署の場合は、押印を省略できます。

様式第5号の3(第9条関係)
(平21規則46・追加)

氏名又は法人の名称

年 月 日現在

(写真)		氏 名	印
		生年月日	
		現 住 所	
		本 籍 地	
		役 職	
年	月	学 歴 ・ 職 歴 ・ 賞 罰	
(写真)		氏 名	印
		生年月日	
		現 住 所	
		本 籍 地	
		役 職	
年	月	学 歴 ・ 職 歴 ・ 賞 罰	
(写真)		氏 名	印
		生年月日	
		現 住 所	
		本 籍 地	
		役 職	
年	月	学 歴 ・ 職 歴 ・ 賞 罰	

※ 自署の場合は、押印を省略できます。

様式第6号(第9条関係)

一般廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所

氏 名 印
(自署の場合は、押印を省略できます。)

連絡先(電話)

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

商 号			
上記以外の事務所、事業所の名称及び所在地	電 話		
取扱一般廃棄物の種類			
処 分 の 種 類 及 び 方 法	中間処理	中間処理 破砕	その他()
	最終処分	埋立	その他()
事業の用に供する施設の 種類、数量、構造、処理 能力及び設備の概要			
処 理 施 設 の 所 在 地			
残渣等が発生する場合の 処分方法			
保 管 を 行 う 場 合 は、 保管の場所の面積及び 保管できる量			
従 業 員 の 数			

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

営業所の所在地及び名称	
取扱廃棄物の種類	
収集又は運搬の別	
営業の区域	
搬入の場所	
許可期間	
許可条件	

様式第8号(第10条関係)
(令2規則108・全改)

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物処分業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。

営業所の所在地及び名称	
取扱廃棄物の種類	
処分の種類及び方法	
許可期間	
許可条件	

様式第9号(第10条関係)
(令4規則33・一部改正)

様式第9号(第10条関係)

許可証再交付申請書

年 月 日

水戸市長様

申請者住所氏名印

(自署の場合は、押印を省略できます。)

連絡先(電話)

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条第2項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

1 許可年月日及び許可番号

2 再交付を必要とする理由

様式第10号(第11条関係)

(平24規則43・令4規則33・一部改正)

様式第10号(第11条関係)

一般廃棄物処理業変更許可申請書

年 月 日

水戸市長様

申請者住所氏名印

(自署の場合は、押印を省略できます。)

連絡先(電話)

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

年 月 日付け指令第 号により許可を受けた一般廃棄物処理業の事業内容を次のとおり変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更内容 変更前

変更後

2 変更理由

3 変更予定年月日

様式第11号(第12条関係)

(令4規則33・一部改正)

様式第11号(第12条関係)

一般廃棄物処理業廃止届

年 月 日

水戸市長様

申請者 住所

氏 名 印

(自署の場合は、押印を省略できます。)

連絡先(電話)

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項又は水戸市廃棄物の減量及び適正
処理等に関する規則第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び許可番号

2 廃止した業務

3 廃止した理由

4 廃止年月日

様式第12号(第12条関係)
(令4規則33・一部改正)

様式第12号(第12条関係)

一般廃棄物処理業許可申請事項等変更届

年 月 日

水戸市長様

申請者 住所

氏 名 印

(自署の場合は、押印を省略できます。)

連絡先(電話)

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項又は水戸市廃棄物の減量及び適正
処理等に関する規則第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び許可番号

2 変更事項

3 変更内容 変更前

変更後

4 変更理由

5 変更(予定)年月日

様式第13号(第13条関係)

様式第13号(第13条関係)

(表面)

第号

従業員証

住所

氏名

生年月日

許可業者名(商号)

取扱業務

許可期間

年

月

日から

年

月

日まで

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第23条に規定する従業員であることを証明する。

年

月

日

水戸市長

印

写真

(裏面)

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例抜粋

(従業員証の交付等)

第23条第3項 従業員は、処理業に従事するときは、従業員証を携帯し、市の職員又は関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 大きさは、縦6センチメートル，横9センチメートルとする。

様式第14号(第13条関係)

(令4規則33・一部改正)

様式第14号(第13条関係)

従業員証再交付申請書

年

月

日

水戸市長様

届出者

住所

氏名

印

(自署の場合は、押印を省略できます。)

連絡先(電話)

法人にあつては、主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第23条第2項の規定により，次のとおり従業員証の再交付を申請します。

従業員氏名	生年月日	住所	再交付を必要とする理由

備考 従業員の写真(縦3cm，横2.4cm)を添付すること。

様式第14号の2(第14条の2関係)

(令2規則108・追加，令4規則33・一部改正)

（第 1 面）

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者
住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
並びに名称及び代表者氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所

一般廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

着工予定年月日

使用開始予定年月日

※許可の年月日

※許可番号

一般廃棄物処理施設の処理能力

m³／日（ ）時間
t／日（ ）時間
m³／時間
t／時間
m³
m³

面積
埋立量

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項

一般廃棄物処理施設の位置

一般廃棄物処理施設の処理方式

一般廃棄物処理施設の構造及び設備

量
処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）

設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値

その他一般廃棄物処理施設の構造に関する事項

※事務処理欄

（第 2 面）

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）

処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）

区分

自家処分
委託処分

処理方法

汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）

区分

自家処分
委託処分

処理方法

△埋立処分の計画（最終処分場の場合）

△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

（第 3 面）

申請者

（個人である場合）

（ふりがな）氏名

生年月日

本籍
住所

（法人である場合）

（ふりがな）名称

住所

法定代理人（申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する未成年者である場合）

（ふりがな）氏名

生年月日

本籍
住所

法第 7 条第 5 項第 4 号ヌに規定する役員（申請者が法人である場合）

（ふりがな）氏名

生年月日

本籍
住所

（第 4 面）

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がるとき）

発行済みの総数

株

出資の額

円

（ふりがな）氏名又は名称

生年月日

保有する株式の数又は出資の金額
割合

本籍
住所

政令第 4 条の 7 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな）氏名

生年月日

役職名・呼称

本籍
住所

備考

1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書で記入すること。

3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

4 △印の欄の記載については、図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

6 「法定代理人」の欄から「政令第 4 条の 7 に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

様式第14号の3(第14条の3項関係)
(令2規則108・追加)

様式第 14 号の 3（第 14 条の 3 項関係）

一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証			
年 月 日			
住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕 並びに名称及び代表者氏名			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項（第 9 条第 1 項）の規定により、設置（変更）の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。			
水戸市長 印			
許可の年月日		許可番号	
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
省令第 3 条第 7 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置等に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実査を受けること。		

様式第14号の4(第14条の3関係)
(令2規則108・追加)

様式第 14 号の 4（第 14 条の 3 関係）

熱回収施設設置者認定証			
年 月 日			
住所 氏名 印 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕 並びに名称及び代表者氏名			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。			
水戸市長 印			
認定の年月日	年 月 日		
認定の有効年月日	年 月 日		
認定番号			
熱回収施設の設置の場所			
熱回収の方法			
熱回収に必要な設備			
年間の熱回収率	%		
留意事項	1 毎年 6 月 30 日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 認定に係る熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく市長に届け出ること。		

様式第14号の5(第14条の3関係)
(令2規則108・追加)

許可証等再交付申請書

水戸市長様

年 月 日

申請者

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
並びに名称及び代表者氏名

電話番号

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 25 条第 1 項において準用する同条例第 22 条第 2 項の規定により、次のとおり許可証（認定証）の再交付を申請します。

許可（認定）年月日	年 月 日
許可（認定）番号	第 号
再交付する許可証（認定証） （該当するものを○で囲むこと。）	一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証 一般廃棄物の熱回収施設設置者認定証 産業廃棄物収集運搬業許可証 産業廃棄物処分業許可証 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 特別管理産業廃棄物処分業許可証 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証 熱回収施設設置者認定証 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証
再交付を必要とする理由	

様式第14号の6(第14条の5関係)
(令2規則108・追加，令4規則33・一部改正)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

水戸市長様

年 月 日

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
並びに名称及び代表者氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 第 5 項（同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
竣工の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受付欄	

様式第14号の7(第14条の6関係)
(令2規則108・追加，令4規則33・一部改正)

様式第 14 号の 7（第 14 条の 6 関係）

一般廃棄物処理施設定期検査申請書	
年 月 日	
水戸市長 様	
申請者	
住所	
氏名	
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	
並びに名称及び代表者氏名	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

様式第14号の8(第14条の6関係)
(令2規則108・追加)

様式第 14 号の 8（第 14 条の 6 関係）

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書	
年 月 日	
住所	
氏名	
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	
並びに名称及び代表者氏名	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 の 2 第 1 項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。	
水戸市長 印	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

様式第14号の9(第14条の7関係)
(令2規則108・追加，令4規則33・一部改正)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（ 年度）	
年 月 日	
水戸市長 様	報告者 住所 氏名 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地 並びに名称及び代表者氏名〕 電話番号
年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 17 の規定により、次のとおり報告します。	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設置の場所	
埋立処分開始年月	年 月 日
埋立処分終了予定年月	年 月 日
放流水の水質及び測定に係る放流水を採取した年月日	年 月 日
埋立処分を開始してから前年度の 3 月 31 日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の 4 月から 9 月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※事務処理欄	
備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）第 1 条第 2 項第 14 号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年総理府・厚生省令第 2 号）第 1 条第 3 号ロの規定により測定したものを記載すること。	

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者
住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者氏名〕
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所

一般廃棄物処理施設の種類

許可の年月日

年 月 日

許可番号

第 号

変更の内容

一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

変更後

変更前

一般廃棄物処理施設の処理能力

m³/日 () 時間
t/日 () 時間
m³/時間
t/時間

m³/日 () 時間
t/日 () 時間
m³/時間
t/時間

面積
埋立容量

m²
m³

面積
埋立容量

m²
m³

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

変更の理由

着工予定年月日

年 月 日

使用開始予定年月日

年 月 日

※許可の年月日

年 月 日

※許可番号

※事務処理欄

(第2面)

申請者

(個人である場合)

(ふりがな)
氏名又は名称

生年月日

本籍
住所

(法人である場合)

(ふりがな)
名称

住所

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）

(ふりがな)
氏名

生年月日

本籍
住所

法7条第5項第4号ヌに規定する役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな)
氏名

生年月日
役職名・呼称

本籍
住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済みの総数

株

出資の額

円

(ふりがな)
氏名又は名称

生年月日

保有する株式の数又は出資の金額
割合

本籍
住所

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな)
氏名

生年月日
役職名・呼称

本籍
住所

備考

※印の欄は、記入しないこと。

一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書で記入すること。

△印の欄の記載については、図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については次の図面等を含むこと。
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
(5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場にあつては、排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値

△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

様式第14号の11(第14条の9関係)
(令2規則108・追加, 令4規則33・一部改正)

様式第 14 号の 11（第 14 条の 9 関係）

一般廃棄物処理施設変更等届出書			
年 月 日			
水戸市長 様			
届出者			
住所			
氏名			
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕			
並びに名称及び代表者氏名			
電話番号			
一般廃棄物処理施設の変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項（同法第 9 条の 3 第 11 項又は第 9 条の 3 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△省令第 5 条の 4（同条第 6 号を除き、省令第 5 条の 9 において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更		
	省令第 5 条の 4 第 6 号に掲げる事項		
	(ふりがな)	生年月日	本籍
	氏名	役職名・呼称	住所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※事務処理欄			
備考			
1 ※印の欄は、記入しないこと。			
2 △印の欄の記載については、図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
3 「省令第 5 条の 4 第 6 号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			

様式第14号の12(第14条の10条関係)
(令2規則108・追加，令4規則33・一部改正)

様式第 14 号の 12（第 14 条の 10 条関係）

(表面)	
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	
年 月 日	
水戸市長 様	
届出者	
住所	
氏名	
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	
並びに名称及び代表者氏名	
電話番号	
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 4 項（同法第 9 条の 3 第 11 項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
施設の廃止までの間の管理 予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
設置場所	
許可の年月日及び許可番号 又は届出年月日	年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ 及び覆土の厚さ	面積 m ² 埋立ての深さ m 覆土の厚さ m
※事務処理欄	

(裏面)			
埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類、 数量及び性状	種類	数量 (m ³)	性状
備考 ※印の欄は、記入しないこと。			

様式第14号の13(第14条の11関係)
(令2規則108・追加，令4規則33・一部改正)

様式第 14 号の 13（第 14 条の 11 関係）

（表面）		
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書		
年 月 日		
水戸市長 様		
報告者		
住所		
氏名		
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕		
並びに名称及び代表者氏名		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 5 項（同法第 9 条の 3 第 11 項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
設置の場所		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種類	数量（㎡）
埋立地の面積及び埋立ての深さ	面積 埋立ての深さ：	㎡ m
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

様式第14号の14(第14条の12関係)
(令2規則108・追加，令4規則33・一部改正)

様式第 14 号の 14（第 14 条の 12 関係）

一般廃棄物処理施設設置者の欠格要件に係る届出書	
年 月 日	
水戸市長 様	
届出者	
住所	
氏名	
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	
並びに名称及び代表者氏名	
電話番号	
廃棄物処理及び清掃に関する法律第 9 条第 6 項又は第 7 項の規定により、次のとおり届け出ます。	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日	年 月 日
許可番号	第 号
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
備考	
1 法第 9 条第 6 項の規定による届出にあっては、「該当するに至った欠格要件」の欄は、法第 7 条第 5 項第 4 号口からトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあっては、同号イ又はチに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを記入すること。	
2 法第 9 条第 7 項の規定による届出にあっては、「該当するに至った欠格要件」、「欠格要件に該当するに至った具体的事由」及び「欠格要件に該当するに至った年月日」を記載しないこと。	

様式第14号の15(第14条の13関係)
(令2規則108・追加，令4規則33・一部改正)

（裏面）	
悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
添付書類	1 当該処分場の現状を明らかにする平面図，立面図，断面図及び構造図 2 当該処分場の周辺の地図 3 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第 1 条第 3 項第 5 号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類 4 申請の直前 2 年以上にわたり行った基準省令第 1 条第 3 項第 6 号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類 5 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、当該石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面 6 基準適合水銀処理物を埋め立てた場合は、当該基準適合水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面 7 前各項に掲げるもののほか、参考となる書類又は図面
備考	
1 ※印の欄は、記入しないこと。	
2 地下水等とは、基準省令第 1 条第 2 項第 10 号の規定により採取された地下水等をいう。	
3 保有水等とは、基準省令第 1 条第 3 項第 6 号の規定により集められた保有水等をいう。	
4 覆いとは、基準省令第 1 条第 2 項第 17 号の規定による覆いをいう。	

様式第 14 号の 15（第 14 条の 13 関係）

（表面）

熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者
住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者氏名〕
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設が同項各号に掲げる基準に適合していることについて認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所		
※認定の年月日		年 月 日
※認定番号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	年間の熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
※事務処理欄		

（裏面）

備考

1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。

3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載すること。

4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。

(1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。

(2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。

5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。

6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 5 の 5 第 1 項第 4 号ハの算式により算定した年間の熱回収率を記載すること。

様式第14号の16(第14条の15関係)

(令2規則108・追加，令4規則33・一部改正)

様式第 14 号の 16（第 14 条の 15 関係）

熱回収施設廃止等届出書

年 月 日

水戸市長 様

届出者
住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者氏名〕
電話番号

一般廃棄物の熱回収施設の廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条の 5 の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所		
認定年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開をしたとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設置を変更したとき	△変更の内容	
	理由	
	年月日	
※事務処理欄		

備考

1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 △印の欄の記載については、図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

様式第14号の17(第14条の16関係)

(令2規則108・追加，令4規則33・一部改正)

熱回収報告書	
年 月 日	
水戸市長 様	
報告者	
住所	
氏名	
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕 並びに名称及び代表者氏名	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 5 の 11 第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の熱回収に関する報告書を提出します。	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日までの年間の熱量回収率	%
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 5 の 5 第 1 項第 4 号への算式により算定した年間の熱回収率を記載すること。	

(第 1 面)

一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

水戸市長 様

届出者
所在地
名称及び代表者氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 1 項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所

一般廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

着工予定年月日

使用開始予定年月日

※届出年月日

一般廃棄物処理施設の処理能力

㎡／日（ ）時間
t／日（ ）時間
㎡／時間
t／時間
㎡
㎡

面積
埋立量

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項

一般廃棄物処理施設の位置

一般廃棄物処理施設の処理方式

一般廃棄物処理施設の構造及び設備

量

処理方法（排出の方法（排出の位置、排出先等を含む。）を含む。）

設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値

その他一般廃棄物処理施設の構造に関する事項

※事務処理欄

(第 2 面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）

処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）

区分

自家処分 委託処分

処理方法

汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）

区分

自家処分 委託処分

処理方法

△埋立処分の計画（最終処分の場合）

△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

(第 3 面)

備考

1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書で記入すること。

3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

4 △印の欄の記載については、図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第14号の19(第14条の18関係)
(令2規則108・追加，令4規則33・一部改正)

(表面)

一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

水戸市長 様

届出者
所在地
名称及び代表者氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 8 項（同法第 9 条の 3 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出年月日			
変 更 の 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前
		m ³ /日（ ）時間	m ³ /日（ ）時間
		t/日（ ）時間	t/日（ ）時間
		m ³ /時間	m ³ /時間
	t/時間	t/時間	
	面積	面積	
埋立量	埋立量		
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日			
使用開始予定年月日			
※事務処理欄			

(裏面)

備考

1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書で記入すること。

3 △印の欄の記載については、図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図

(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値

(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第 6 条第 2 項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあつては、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあつては、排水基準を定める省令第 1 条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値

4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

（第1面）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

水戸市長 様

届出者

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地

並びに名称及び代表者氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所

一般廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

着工予定年月日

使用開始予定年月日

※届出の年月日

※届出番号

一般廃棄物処理施設の処理能力

m³/日（ ）時間

t/日（ ）時間

m³/時間

t/時間

m³

m³

面積

埋立量

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項

一般廃棄物処理施設の位置

一般廃棄物処理施設の処理方式

一般廃棄物処理施設の構造及び設備

処理に伴い生ずる排ガス及び排水

設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値

その他一般廃棄物処理施設の構造に関する事項

※事務処理欄

（第2面）

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）

区分

自家処分

委託処分

処理方法

汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）

区分

自家処分

委託処分

処理方法

△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

（第3面）

申請者

（個人である場合）

（ふりがな）氏名

生年月日

本籍

住所

（法人である場合）

（ふりがな）名称

住所

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）

（ふりがな）氏名

生年月日

本籍

住所

法7条第5項第4号又規定する役員（申請者が法人である場合）

（ふりがな）氏名

生年月日

本籍

住所

（第4面）

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がるとき）

発行済みの総数

株

出資の額

円

（ふりがな）氏名又は名称

生年月日

保有する株式の数又は出資の金額

割合

本籍

住所

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな）氏名

生年月日

本籍

役職名・呼称

住所

備考

※印の欄は、記入しないこと。

一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書で記入すること。

一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

△印の欄の記載については、図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

様式第14号の21(第14条の20関係)
(令2規則108・追加, 令4規則33・一部改正)

一般廃棄物処理施設合併（分割）認可申請書		年 月 日
水戸市長 様		申請者 名称 住所 代表者の氏名 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併（分割）について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。		
①一般廃棄物処理施設の設置の場所		
②一般廃棄物処理施設の種類		
③許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
④合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び所在地並びに代表者の氏名		
⑤合併又は分割の方法及び条件		
⑥合併又は分割の理由		
⑦合併又は分割の時期		
※認可の年月日	年 月 日	
※認可番号		
※事務処理欄		

[illegible][illegible][illegible]

（表面）

一般廃棄物処理施設相続届出書

年 月 日

水戸市長 様

届出者
住所
氏名
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 7 第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被相続人との続柄

被相続人の氏名及び死亡時の住所

氏名
住所

一般廃棄物処理施設の設置の場所

一般廃棄物処理施設の種類

許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

相続の開始の日

年 月 日

※事務処理欄

相続人

（ふりがな）
氏名

生年月日

本籍
住所

法定代理人（届出者が法第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する未成年者である場合）

（ふりがな）
氏名

生年月日

本籍
住所

政令第 4 条の 7 に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）

（ふりがな）
氏名

生年月日
役職名・呼称

本籍
住所

備考

1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 「相続人」の欄から「政令第 4 条の 6 に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3 この届出書は、相続の日から 30 日以内に提出すること。

様式第14号の24(第14条の25関係)
(令2規則108・追加, 令4規則33・一部改正)

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業（処分業）の欠格要件に係る届出書

年 月 日

水戸市長 様

届出者
住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
並びに名称及び代表者氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の 2 第 3 項又は第14条の 5 第 3 項において準用する同法第 7 条の 2 第 4 項又は第 5 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可の年月日

年 月 日

許可番号

第 号

該当するに至った欠格要件

欠格要件に該当するに至った具体的事由

欠格要件に該当するに至った年月日

年 月 日

備考

1 法第14条の 2 第 3 項又は第14条の 5 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 4 項の規定による届出にあつては、「該当するに至った欠格要件」の欄は、法第14条第 5 項第 2 号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号イ又はチに係るものを除く。）又は第14条第 5 項第 2 号ハからホまで（法第 7 条第 5 項第 4 号イ若しくはチ又は第14条第 5 項第 2 号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを記入すること。

2 法第14条の 2 第 3 項又は第14条の 5 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 5 項の規定による届出にあつては、「該当するに至った欠格要件」、「欠格要件に該当するに至った具体的事由」及び「欠格要件に該当するに至った年月日」を記載しないこと。

様式第14号の25(第14条の27関係)
(令2規則108・追加, 令4規則33・一部改正)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書

年 月 日

水戸市長 様

届出者

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
並びに名称及び代表者氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可年月日及び許可番号	許可年月日： 年 月 日 許 可 番 号： 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場にあつては、埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書

年 月 日

住所

氏名

様

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
並びに名称及び代表者氏名

水戸市長

印

年 月 日付けで提出のあつた廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 の規定による届出については、次のとおり受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の許可に付された条件	
留意事項	1 処理することとなつた一般廃棄物と産業廃棄物の合計の量が保管場所の能力を超えないこと。 2 当該届出に係る産業廃棄物処理施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類に変更があつたとき、又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは、この受理書を添えて、10 日以内に市長に届け出ること。

様式第 14 号の 27（第 14 条の 27 関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物変更等届出書

年 月 日

水戸市長 様

届出者
住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
並びに名称及び代表者氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 17 第 5 項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
処理する一般廃棄物の種類		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 の規定による届出受理日	年 月 日	
変更又は廃止の区分	変 更	廃 止
変更又は廃止年月日	年 月 日	
変更内容（変更の場合）	変更後	変更前

備考

- 1 「変更又は廃止の区分」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 当該変更又は廃止の日から 10 日以内に届け出てください。

様式第14号の28(第14条の28関係)

(令2規則108・追加， 令4規則33・一部改正)

様式第 14 号の 28（第 14 条の 28 関係）

産業廃棄物処理施設設置者の欠格要件に係る届出書

年 月 日

水戸市長 様

届出者
住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
並びに名称及び代表者氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の 2 の 6 第 3 項において準用する同法第 9 条第 6 項又は第 7 項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日	年 月 日
許可番号	第 号
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

備考

- 1 法第15条の 2 の 6 第 3 項において準用する法第 9 条第 6 項の規定による届出にあつては、「該当するに至った欠格要件」の欄は、法第14条第 5 項第 2 号イ(法第 7 条第 5 項第 4 号イ又はチに係るものを除く。)又は第14条第 5 項第 2 号ハからホまで(法第 7 条第 5 項第 4 号イ若しくはチ又は第14条第 5 項第 2 号ロに係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを記入すること。
- 2 法第15条の 2 の 6 第 3 項において準用する法第 9 条第 7 項の規定による届出にあつては、「該当するに至った欠格要件」,「欠格要件に該当するに至った具体的事由」及び「欠格要件に該当するに至った年月日」を記載しないこと。

様式第14号の29(第14条の30関係)

(令2規則108・追加)

最終処分場届出帳簿				
設置者	氏名 〔法人にあつては、名称 及び代表者の氏名〕			
	住所 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地〕			
管理 予定者	氏名			
	住所			
	連絡先	電話番号		
許可の年月日又は届出の年月日		年 月 日	許可番号 (受理番号)	()
設置場所（全地番）				
最終処分場の種類				
埋立 地	面積（㎡）			
	埋立ての深さ（m）			
	覆土の厚さ（m）			
埋立処分の方法				
埋立処分開始年月日		年 月 日		
埋立処分終了年月日		年 月 日		
施設の廃止の確認年月日		年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類及び量	種類	量（m）		
埋め立てた廃棄物の性状に関し 特に注意すべき事項				
最終処分場廃止確認申請書の添 付書類に記載された水質検査の 結果のうち、施設の廃止の確認年 月日に最も近い時点に行われた 水質検査の結果				

様式第14号の30(第14条の30関係)
(令2規則108・追加，令4規則33・一部改正)

最終処分場届出台帳閲覧請求書	
年 月 日	
水戸市長 様	請求者 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕 並びに名称及び代表者氏名 電話番号
最終処分場の届出台帳を閲覧したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 12 第 3 項の規定により、次のとおり請求します。	
最終処分場の設置者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
最終処分場の設置場所	
最終処分場の種類	
閲覧請求の理由	

様式第15号(第16条関係)

縱覽申込書

年 月 日	住 所	氏 名

(平28規則53・全改)

様式第 16 号 (第 21 条関係)

年度 し尿処理手数料納入通知書兼領収証書

様

定促区分

し尿処理手数料の額を決定したので、通知します。

整理番号

作業内訳

月 別	年	月	日	人	円
	年	月	日	人	円
作業月日	月 日		月 日		
納 入 額	月 日		月 日		
				円	

月 日までに納付してください。

お
便
の
せ
え

水戸市長 印

お願い 納入通知書は直接電子計算機で処理しますので、汚したり折り返したりしないでください。

英城島水戸市 加入者名 水戸市会計管理署		英城島水戸市 1.原知庫手数料		英城島水戸市 1.原知庫手数料	
振替口座番号 年度		加入者名 水戸市会計管理署 1.原知庫手数料振替通知書 ⑤ (第 期)		加入者名 水戸市会計管理署 1.原知庫手数料	
印 加 手数料 円					
区分 納入額		科目 年度分 年度 期別			
納入額 年 月 日		合計金額 円			
納期限 年 月 日		振替口座 年 月 日			
C V S 収 納 用		領 収 日 付 印			

振替口座番号
 加入者名 水戸市会計管理署
 (金融機関・C/S本部控え)

収納代行
 (水戸市・C/S本部控え)

(平19規則45・一部改正)

形式第17号(第2条関係)

しるし処理手数料納入通書兼領収証書 郵便はがき

年度 納付書(印) 第 期

年度 しるし処理手数料領収証書 (口振 振替 用)

整理番号

月 年 月 日

別 年 月 日

作業月 日

納入額 円

借付手数料 円

徴収額 円

上記の金額を 月 日までに納入してください。

水戸市長 印

領収日付印

左記のとおり領収しました。

水戸市指定金融機関
水戸市収納代理金融機関

この領収証書は5年間保存してください。

科目 しるし処理手数料

金融コード

整理番号 納入額 円

領収日付印

借付手数料 円

3 その他

徴収額 円

水戸市

指定目録
1 普通預金
2 当座預金
3 その他
○ 引 不能処理
残高不足
口振振替

水戸市
水戸市
新 徴収額 円

この領収証書は直接機械で処理しますので内しり取りぬけたりしないでください。

(平19規則45・一部改正)

様式第18号(第21条関係)

様

し尿処理手数料納入通知書 兼 領収証書

年度 第 期分

整 理 番 号			
月	年 月 分	人	1
別	年 月 分	人	1
作 業 月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	
納 付 額	円		

上記の金額を納入してください。
年 月 日

水戸市長 印

領 収 額 円

振替日 年 月 日
収納日 年 月 日

上記のとおり領収しました。

水戸市会計管理者

領 収 印

〔水戸市指定金融機関 扱い〕
〔水戸市収納代理金融機関

様式第19号(第22条関係)
(令4規則33・一部改正)

様式第19号(第22条関係)

一般廃棄物処理手数料免除(減額)申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先(電話)
法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第22条第2項の規定により、次のと
おり申請します。

1 一般廃棄物の種類
2 免除(減額)申請の理由
3 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
4 免除(減額)の金額

様式第20号(第23条関係)

第	号
身分証明書	
所 属	
氏 名	
生年月日	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項及び水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第38条第1項の規定による立入検査職員であることを証明する。	
年 月 日	
水戸市長	印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋
(立入検査)
第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するものに必要な限度において廃棄物を無償で取去させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例抜粋
(立入検査)
第38条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員(以下「指定職員」という。)に、一般廃棄物を排出する事業者又は許可業者の事務所、事業所又は事業場に立ち入らせ、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする指定職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。